

Q. 第47回でポスターセッションの座長を担当する予定でしたが、WEB開催に変更されたのに伴い座長業務はなくなりました。これは座長としてカウントできますか？

A. 本来であれば実際に行った業務のみのカウントとなりますが、細則変更前の学会でありコロナウイルス感染症蔓延という特殊状況を鑑みて座長として認定することに致しました。

Q. アドバイザーやコメンテーターの扱いはどうなりますか？

A. 座長に準じる業務と認定します。

Q. 医師の臨床実績はどのように記載すれば良いですか？

A. 職歴を記載下さい。

Q. 発表(2回以上/2年)と論文(1編以上/4年)というのはいつから遡るのでしょうか？

A. 申請締め切り日からそれぞれ過去2年と4年となります。

Q. 評議員更新に年齢制限はありますか？

A. 更新申請締め切り日に 65 歳未満である必要があります。

Q. 評議員の更新条件がかなり厳しくなりました。再考できませんか？

A. 細則改定にあたり本学会評議員は専門医の上位資格でありそれに相応しい規準はどうあるべきか、という議論に基づき策定致しました。策定にあたりパブリックコメントの募集と理事会での審議、社員総会での承認を経て決定いたしました。改定は可能ですが、今回の審査は本細則に基づき施行させていただきます。

Q. 学会出席を記載する欄があり「〇〇年度」とあります。たとえば、2020 年度の欄には第 47 回と 48 回のいずれのことを書くのでしょうか？

A. 2020 年度は 2021 年 9 月 30 日までに開催される本会（第 48 回）と支部学術集会を含みます。申請書の表記をわかりやすく年度ではなく年に修正いたしました。すでに申請書をご提出いただいている方につきましては再送の必要はございません。